

中小企業が事業資金を借り入れる際に「公的な保証人」となることで、金融機関からの資金調達を強力にバックアップするのが埼玉県信用保証協会。1949年の設立以来、資金調達支援にとどまらず、創業支援、経営支援、再生支援など業務の幅を広げ、現在では中小企業にとって欠かせないパートナーとなっている。

2025年の保証承諾で大きな割合を占めたのが、同年3月から取扱いを開始した協調支援型特別保証制度。金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせるなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、事業者の多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押しする。



埼玉県信用保証協会

会長

砂川 裕紀氏

借換の利便性や国からの保証料補助などが同制度の保証承諾を押し上げた。「補助率は変わりますが国の保証料補助があと2年続くので、今年もこの制度を中心に金融機関と協力して事業者の資金繰りの安定を支援していきたい」と語

借換の利便性や国からの保証料補助などが同制度の保証承諾を押し上げた。「補助率は変わりますが国の保証料補助があと2年続くので、今年もこの制度を中心に金融機関と協力して事業者の資金繰りの安定を支援していきたい」と語

「信用保証で地域を支える」

「保証協会は、埼玉の中小企業を支える『縁の下』の力持ち」。金融機関・埼玉県・市町村・商工団体・各支援機関と緊密に連携しながら、中小企業の皆さまに最適な支援を届けられるように役職員一丸となって全力で取り組んでいきたい。今年も変わらず中小企業経営者の伴走者となることを力強く宣言した。

経営者個人に負担が集中するのが中小企業。その大きな課題が融資の経営者保証。同協会では経営者保証を不要とする融資の促進も積極的だ。「事業承継の観点からも取り組みは必須。

「早期に事業者と経営課題を共有し、保証協会の経営支援や他の中小企業支援機関につなぐ『ハブ機能』を果たしたい」と意欲的。そのハブ機能の一つが地域との連携支援。昨年、さいたま市など5市、6商工団体等と地域連携協定を

締結。各市の創業保証制度を利用する場合に保証料率を0・1%引き取り組みを始めた。創業支援に関しては、事業が不安定な創業後2〜3年を中心に定期的にモニタリングするなど、保証利用後のフォローアップに力を入れ伴走支援に取り組んでいる。

「保証協会は、埼玉の中小企業を支える『縁の下』の力持ち」。金融機関・埼玉県・市町村・商工団体・各支援機関と緊密に連携しながら、中小企業の皆さまに最適な支援を届けられるように役職員一丸となって全力で取り組んでいきたい。今年も変わらず中小企業経営者の伴走者となることを力強く宣言した。



埼玉県信用保証協会

〒330-9608
さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
ソニックシティビル 11階
TEL 048-647-4711
FAX 048-647-5291